

鎌倉市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,982である。

令和8年9月1日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長 奥津 淑子

